# 資料(8) 学会会則(規定、内規)

# 学会会則

① 1996 (平成8) 年 11 月 24 日

一部改訂(含むA)

② 1998 (平成 10) 年 11 月 23 日

一部改訂

③ 2005 (平成 17) 年 12 月 10 日

一部改訂

④ 2006 (平成 18) 年 12 月 3 日

一部改訂(含むB)

⑤ 2009 (平成 21) 年 11 月 29 日

一部改訂

# 支部に関する規程

① 1981 (昭和 56) 年 11 月 8 日

制 定

## 専門分科会の設置に関する規程

① 1995 (平成7) 年 12月 10日

一部改訂

### 理事会の運営に関する規程

① 1995 (平成7年) 12月10日

一部改訂

② 1999 (平成 11 年) 4月 26日

一部改訂

## 役員選出内規

① 1996 (平成8) 年 11 月 24 日

廃 止(A)

#### 役員選出細則

① 1996 (平成8) 年 11 月 24 日

制 定(A)

② 2006 (平成 18) 年 12 月 3 日

一部改訂 (B)

### 学会賞規程

① 2008 (平成 19) 年 12 月 2 日

制 定

会則①

# 日本レジャー・レクリエーション学会会則 (平成8年11月24日-部改訂)

### 〈第1章 総 則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーシヨン学会(英 第3条 本会の事務局は、神奈川県小田原市荻窪1162-2 語名Japan society of Leisure and Recreation Studies) という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに

の普及・発展に寄与する。

関東学院大学法学部小田原校地体育館内に置く。

#### 〈第2章 事 業〉

関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーション 第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行

う。

- 1. 学会大会の開催
- 2. 研究会・講演会等の開催
- 3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
- 4. 研究の助成
- 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- 6. 会員相互の親睦
- 7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

#### 〈第3章 会 員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

- 1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
- 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者 で理事会の承認を得た者とする。
- 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体 とする。
- 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌(紙)等の 配布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を 停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属する ものとする。

#### 〈第4章 役 員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正 会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内( 内会長1名、副会長若干名、および理事長1名)、監事2名 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、 または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序に より職務を代行する。
  - 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行す

る。

4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査 する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 〈第5章 会 議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事(会則改正を除く)は、出席者の過半数をもって 決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の 1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くこと ができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

#### 〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専 門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

#### 〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- 1. 入会金 1,000円
- 2. 正会員 年度額 5,000円
- 3. 賛助会員 / 20,000円以上
- 4. 購読会員 〃 5,000円

### [Ⅱ]資料

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に 終る。

#### 付 則

- 1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。
- 2. 本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。
- 3. 本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。
- 4. 本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

- 5. 本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。
- 6. 本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。
- 7. 本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。
- 8. 本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。
- 9. 本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。
- 10.本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。
- 11.本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。
- 12.本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

会則②

# 日本レジャー・レクリエーション学会会則 (平成10年11月23日一部改訂)

#### 〈第1章 総 則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会 ( 英語名Japan society of Leisure and Recreation Studies) という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの 普及・発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、埼玉県新座市北野1-2-26 立教大学武蔵野新座キャンパスコミュニティ福祉学部 沼澤研究室内に置く。

#### 〈第2章 事業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1. 学会大会の開催
- 2. 研究会・講演会等の開催
- 3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
- 4. 研究の助成
- 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- 6. 会員相互の親睦
- 7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

#### 〈第3章 会 員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

- 1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
- 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
- 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体とする。
- 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌(紙)等の配 布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を 停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属する ものとする。

#### 〈第4章 役 員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内(内会長1名、副会長若干名、および理事長1名)、監事2名第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、 または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序に より職務を代行する。
- 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。

4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要 事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事(会則改正を除く)は、出席者の過半数をもって 決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の 1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開く事が できる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

#### 〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専 門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定め

る。

#### 〈第7章 会 計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- 1. 入会金 2,000円
- 2. 正会員 年度額 8,000円
- 3. 賛助会員 / 20,000円以上
- 4. 購読会員 / 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に 終わる。

#### 付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。

会則③

# 日本レジャー・レクリエーション学会会則 (平成17年12月10日一部改訂)

#### 〈第1章 総 則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会 ( 英語名:Japan Society of Leisure and Recreation Studies) という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに 関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーション の普及・発展に寄与する。 第3条 本会の事務局は、埼玉県入間郡三芳町藤久保 1150-1淑徳大学国際コミュニケーション学部 西田俊夫研 究室内に置く。

#### 〈第2章 事 業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

#### [1]資料

- 1. 学会大会の開催
- 2. 研究会・講演会等の開催
- 3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
- 4. 研究の助成
- 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- 6. 会員相互の親睦
- 7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

#### 〈第3章 会 員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

- 1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
- 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
- 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体 とする。
- 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌(紙)等の 配布を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名 誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格 を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属する ものとする。

# 〈第4章 役 員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。

理事25名以上30名以内(内会長1名、副会長若干名、 および理事長1名)、監事2名

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により職務を代行する。
  - 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行す

る。

4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査 する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

- 2. 総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって 構成する。
- 3. 議事(会則改正を除く)は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の 1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くこと ができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事 務局員を選出し、会務を処理する。

2. 理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会 を置くことができる。

#### 〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専 門分科会を置くことができる。

2. 支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

#### 〈第7章 会 計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- 1. 入会金 2,000円
- 2. 正会員 年度額 8,000円
- 3. 賛助会員 / 20.000円以上

#### 4. 購読会員 / 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に 終わる。

#### 附 則

- 1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上を得た議決により変更することができる。
- 2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

#### 附 則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。 本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。 本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。

本会則は、平成17年12月10日より一部改訂する。

会則(4)

# 日本レジャー・レクリエーション学会会則 (平成18年12月3日-部改訂)

#### 〈第1章 総 則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会 ( 英語名:Japan Society of Leisure and Recreation Studies) という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに 関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーション の普及・発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、埼玉県入間郡三芳町藤久保 1150-1 淑徳大学国際コミュニケーション学部 西田俊 夫研究室内に置く。

#### 〈第2章 事業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1. 学会大会の開催
- 2. 研究会・講演会等の開催
- 3. 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
- 4. 研究の助成
- 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- 6. 会員相互の親睦
- 7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

#### 〈第3章 会 員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

- 1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
- 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者 で理事会の承認を得た者とする。
- 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体 とする。
- 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布 を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属する ものとする。

## 〈第4章 役 員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正 会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内 ( 内会長1名、副会長若干名、および理事長1名)、監事2名 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、 または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序に より会務を代行する。
- 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
- 4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 〈第5章 会 議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。 第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重 要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事(会則改正を除く)は、出席者の過半数をもって 決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の 1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事 務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円 滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

#### 〈第7章 会 計>

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- 1. 入会金 2,000円
- 2. 正会員 年度額 8,000円
- 3. 賛助会員 / 20,000円以上
- 4. 購読会員 / 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に 終わる。

#### 附 則

- 1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上 を得た議決により変更することができる。
- 2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

#### 附則

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。 本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。 本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。 本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。 本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。 本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。 本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。 本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。 本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。 本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。 本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。 本会則は、平成6年11月24日より一部改訂する。 本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。 本会則は、平成17年12月10日より一部改訂する。 本会則は、平成17年12月10日より一部改訂する。

会則⑤

# 日本レジャー・レクリエーション学会会則 (平成21年11月29日一部改訂)

### 〈第1章総則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会(

英語名:Japan Society of Leisure and Recreation Studies) という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに 関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーション の普及・発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、東京都世田谷区桜丘 I - 1 - 1 東京農業大学地域環境科学部造園学科観光レクリエ ーション研究室内に置く。

### 〈第2章 事業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1. 学会大会の開催
- 2. 研究会・講演会等の開催
- 3. 学会誌の発行ならびにその他の情報活動
- 4. 研究の助成
- 5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
- 6. 会員相互の親睦
- 7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

### 〈第3章 会 員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、購読会員、および名誉会員を置くことができる。

- 1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、規定の入会金および会費を納入した者とする。
- 2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。
- 3. 購読会員は、本会の機関誌を購読する機関・団体 とする。
- 4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を経て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集・発行する学会誌等の配布 を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名 誉を毀損した者は、理事会の議を経て会員としての資格 を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属する ものとする。

#### 〈第4章 役 員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。理事25名以上30名以内(内会長1名、副会長若干名、および理事長1名)、監事2名第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により会務を代行する。
- 3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。
- 4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査 する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

#### 〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事(会則改正を除く)は、出席者の過半数をもって 決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の 1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、幹事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

#### 〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専 門分科会を置くことができる。

支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

#### 〈第7章 会 計>

第19条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収 入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

- 1. 入会金 2,000円
- 2. 正会員 年度額 8,000円
- 3. 賛助会員 / 20,000円以上
- 4. 購読会員 / 8,000円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に 終わる。

- 1. 本会の会則は、総会において出席正会員の2/3以上 を得た議決により変更することができる。
- 2. 本会則は、昭和46年3月21日より施行する。

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。

本会則は、平成17年12月10日より一部改訂する。

本会則は、平成18年12月3日より一部改訂する。

本会則は、平成21年11月29日より一部改訂する。

支部に関する規程①

# 支部に関する規程(昭和56年11月8日制定)

- 1. 本学会会員が、支部を設けようとする場合には、下 においてこれを定めるものとする。 記により、本学会会長に申請し、理事会の議を経て総会 の承認をえるものとする。
  - 1. 設立の経過概要
  - 2. 名称
  - 3. 支部長および役員
  - 4. 会則
  - 5. 会員名簿
  - 6. その他
- 2. 各支部の運営は、本部との関係については本規定に 従って行われるが、その他の事項については各支部規則

- 3. 支部は原則として隣接する地域に在勤または在住す る本会正会員20名以上をもって構成する。
- 4. 支部運営のため経費は支部会費によって賄うものと する。支部会費の額は各支部毎に決定するものとする。
- 5. 支部は次の事項について各毎度ごとに本部に報告す る。
- 1. 役員の変更
- 2. 活動状況の概要
- 3. その他必要と認められる事項

専門分科会設置に関する規程①

# 専門分科会設置に関する規程(平成7年12月10日一部改訂)

- 1. 会則第18条規定により、本会会員が専門分科会を設 置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものと する。
- 2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じく する本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。
- 3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記に より本学会会長に申請するものとする。
- 1. 設立経過および主旨
- 2. 名称
- 3. 発起人名簿

- 4. 連絡事務所
- 5. 連絡事務所
- 6. その他
- 4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部報告する。
- 1. 活動状況の概要
- 2. その他必要と認められる事項

昭和57年6月12日制定

昭和58年10月30日改訂

平成7年12月10日改訂

理事会の運営に関する規程①

# 理事会の運営に関する規程 (平成7年12月10日一部改訂)

- 1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に 定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
- 2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
- 3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項 を明示しなければならない。
- 4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。

ただし、表決に当たっては、予め書面(署名捺印)を 以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者と みなす。

- 5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
- (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
- (2) 常任理事会は、理事会決定の方針にもとづき、日 常業務の執行にあたる。

- (3) 常任理事の議事録(概要)はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
- 6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委 目会を置く。

総務、研究企画、編集、広報渉外、財務

- 7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
- 8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会 で決定することができるものとする。

昭和57年6月12日制定 昭和58年10月30日改訂 平成7年12月10日改訂

理事会の運営に関する規程②

# 理事会の運営に関する規程 (平成11年4月26日一部改訂)

#### ※専門委員に関する規程を追加した。

- 1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に 定められているほか、この規程に基づいて行うものとする。
- 2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
- 3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項 を明示しなければならない。
- 4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。

ただし、表決に当たっては、予め書面(署名捺印)を

以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者と みなす。

- 5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。 (1)常任理事会構成員は若干名とする。
- (2)常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日 常業務の執行にあたる。
- (3)常任理事会の議事録(概要)はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
- 6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委 員会を置く
  - (1) 総務、(2) 研究企画、(3) 編集、(4) 広報渉

### []]資料

#### 外、(5) 財務

また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専 門委員の理事会への出席はできない。

7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。

8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定 することができるものとする。

昭和57年6月12日制定 昭和58年10月30日改訂 平成7年12月10日改訂 平成11年4月26日改訂

# 役員選出内規 ※この役員選出内規は役員選出細則制定に伴い平成8年11月24日に廃止された

く) 1名

- 1. 会則第10条の規定により、役員の選出は、会則に定められているほか、この内規に基づいて行なうものとする。
- 2. 会長は原則として、副会長経験者であること。
- 3. 理事は選出方法により,支部選出理事,改選前理事 会選出理事,会長選出理事の3つに分け,理事数25名以 上30名以内とする。
- (1) 支部選出理事は6名とし、その候補者の選出は支部が行う。
  - ① 東海支部 2名
  - ② 近畿支部 2名
  - ③ 九州支部 2名
- (2) 関東地区およびその他の地域より選出される理事は5名とし、その理事数は以下のとおりとする。なお、その選出については理事会の議を経て、役員改選前年の総会で承認された委員長を含む7名の「役員候補選考準備委員会」(以下「選考委員会」という)によりその候補者を選出する。
  - ① 関東地区 4名

- ② その他の地域(東海,近畿,九州,関東地区を除
- (3) 改選前理事会によって選出される理事は9名とし、その選出については専門領域、地域、研究機関、団体および事務運営等を考慮して選考委員会により候補者を選出する。
- (4) 会長推薦により選出される理事は5名とし、その候補者の選出は会長就任後副会長と協議し、会長が指名する。
- 4. 会長, 副会長, 及び監事の各候補は, 選考委員会に より選考された者のなかから理事会において選出され る。
- 5. 理事長及び常任理事は, 改選後初理事会で選出する。
- 6. 役員の兼任は認めない。
- 7. 役員候補者選出の理事会は学会大会前あるいは学会 大会期間中の適当な時期に開催する。

付則 この内規は平成5年10月17日より施行する。

役員選出規則①

# 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(平成8年11月24日から施行)

#### (提案趣旨)

"学会の活性化"と"学会の継続性"とのバランスから、次の項目について配慮した:

1) 理事役員の半舷上陸という観点から、理事総数の 以内をもうけた 半数にあたる15名を正会員による直接選挙(順位標記の 4) 会長、副会

5名連記による無記名投票)とした

- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名
  - 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で

選出することとした

- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事(25名)により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
  - 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員の欠員に対し、補充選挙は行わないこととした

(会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない)

- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会(5名)の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正 (第10条) を必要とすることとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権(人)及び被選挙権(人)の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった(会費等手続き期日の指定)

#### 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出に 関し、必要な事項を定める。

#### (選出の時期)

第2条 すべて役員の選出は、その任期の前年のうちに 行わなければならない。

#### (選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 25名以上30名以内
- (4) 監事 2名

#### (資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日 までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日 現在、当該年度の会費を収めている正会員とする。ただ

- し6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。
- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理 委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとす る。

#### (選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事会から選出される 理事(以下「改選前理事」という。)及び理事長推薦理 事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

#### (選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。 ただし理事以外から選出きれた会長、副会長は、就任と 同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出きれない現行理事も細則第4条の 規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事(25名)による初めての理事会での互選による。

#### (投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

#### (当選の決定)

第8条 選挙による新理事(15名)の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ご

#### []]資料

との得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推 薦決定する。

2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点と し順次下位を減数し5位を1点として積算する。

#### (辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

#### (補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充 選挙は行わない。

#### (選挙管理委員会)

第11条 役員(会長、副会長、監事、改選前理事、理事 長推薦理事を除く)の選挙を実施するため、選挙管理委 員会(以下「委員会 という。)を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、役員選挙年度の5月1日から翌々 年の4月30日までの2年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から 互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行 する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分(1位~5位)を明らかにした 氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の 14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位 30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公 示すると共に、理事会に報告する。

#### (細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

#### 付 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来 の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し 合わせ

#### (趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事(以下「改選前理事」という。)の選出にあたり、この申し合わせを定める。

#### (選出の時期)

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に 開催される理事会以前とする。

#### (選出の形態)

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

#### (選出の方法)

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10連記で、郵送による直接無記名投票による。

#### (投票の有効性)

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは 全部

### (当選の決定)

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理 事会(役員改選前年度の最初に開催される理事会)にお いて郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事(10名)の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。
- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点 とし順次会を減数し10位を1点として積算する。

#### (選挙管理)

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

#### 附則

#### (施行期日)

- 1. この申し合わせは、平成10年度の役員選挙から適用する。
- 2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
- 3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選 前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催さ れる理事会以前でなくてもよいものとする。

# 日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事(25名)による理事長の 選出に関する申し合わせ

#### (趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを 定める。

#### (選出の時期)

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会(以下「新理事会」 という。)において互選する。

2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現 行会長が暫定議長となる。

#### (選出の方法)

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴収し審議・決定する。

#### 附則

#### (施行期日)

- 1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

役員選出規則②

# 日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

(平成18年12月3日一部改訂)

## 会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

### (趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定 により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、 この申し合わせを定める。

#### (候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改 選後の最初に開催される理事会(以下「新理事会」とい う。)以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任 理事会で選 任された常任理事若干名を含む7名により 候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を構成 し、それぞれ複数の候補者を選定する。

2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員 会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会

## [1]資料

を必要に応じ招集する。

### (候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会 が新理事会に推薦する。

#### (選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

#### (選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新 理事会において新理事による単記の直接無記名投票によ る。

2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項 の投票は郵便による投票ができる。

#### (当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ 有効投票の最多得票者からとする。 ただし同点の場合 は、委員会の推薦により決定する。

# 附 則

#### (施行期日)

- 1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行す

※選挙管理委員の任期を変更した。

#### (趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員の選出 に関し、必要な事項を定める。

#### (選出の時期)

第2条 すべて役員の選出は、その任期の前年のうちに 行わなければならない。

#### (選出の種別と人数)

第3条 この細則により選出される役員の種別と人数は、会則第10条の規定により次の 通りとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 15名以上30名以内
- (4) 監事 2名

#### (資格の制限)

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日 までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日 現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただ し6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理 委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとす る。

#### (選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される 理事(以下「改選前理事」という。)及び理事長推薦理 事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

#### (選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。 ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と 同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出きれない現行理事も細則第4条の 規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事(25名)による初めての理事会での互選による。

#### (投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部

(3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全 部

#### (当選の決定)

第8条 選挙による新理事(15名)の決定は、有効投票 の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合 は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の 場合は 順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事 就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次 点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位 ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で 推薦決定する。

2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点と し順次下位を減数し5位を1点として積算する。

#### (辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞 退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に 正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければな らない。

#### (補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充 選挙は行わない。

#### (選挙管理委員会)

第11条 役員(会長、副会長、監事、改選前理事、理事 長推薦理事を除く) の選挙を実施するため、選挙管理委 員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、5名をもって構成する。

- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。
- 4 委員の任期は、当該役員選挙年度の5月1日から次 期役員選挙年度の4月30日までの3年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から 互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行 する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1カ月以前 に、公示しなければならない。

7 委員会は、順位区分(1位~5位)を明らかにした氏 名記入用投票用紙を作成する。

- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の 14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならな
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位30 位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示 するとともに、理事会に報告する。

#### (細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得 て総会の議決による。

2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとす る。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用す る。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の 役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。
- 3 この細則は、平成18年12月3日から一部改訂す る。

学会當規程(2)

# 「日本レジャー・レクリエーション学会賞」規程

(平成19年12月2日制定)

### (目的)

第1条 日本レジャー・レクリエーション学会(以下「「本賞」という)は、次の4賞を設ける。 本会」という)は、会員の優れた活動を顕彰かつ奨励す ることを目的として日本レジャー・レクリエーション学 会賞を設ける。

(日本レジャー・レクリエーション学会賞)

第2条 日本レジャー・レクリエーション学会賞(以下

- (1) 学会賞
- (2) 研究奨励賞 論文部門、発表部門 -
- (3) 支援実践奨励賞
- (4) 貢献賞

#### (学会賞)

第3条 「学会賞」は、正会員によって前年度(審査該 当年度)に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション 研究に関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功 績があったものに対して授与することができる。

#### (研究奨励賞 -論文部門、発表部門-)

第4条 「研究奨励賞ー論文部門、発表部門-」は、正会員の大学院生および大学等の研究生等を対象として、その前年度(審査該当年度)に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」の論文の中から「研究奨励賞ー論文部門-」を、また、学会大会において発表された一般研究発表(口頭、ポスター)の中から「研究奨励賞ー発表部門-」を授与することができる。

#### (支援実践奨励賞)

第5条 「支援実践奨励賞」は、正会員の優れたレジャー・レクリエーション支援実践に対して授与することができる。

#### (貢献賞)

第6条 「貢献賞」は、長年にわたり本会運営ならびに 本会に対して優れた功績が認められた者あるいは団体に 対して授与することができる。

#### (表彰)

第7条 「学会賞」「研究奨励賞 - 論文部門、発表部門-」「支援実践奨励賞」「貢献賞」の各賞は学会大会において賞状を授与する。

#### (選考)

第8条 「学会賞」「研究奨励賞 - 論文部門、発表部門 - 」「支援実践奨励賞」については、選考委員会において審議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。また「貢献賞」については理事会において審議、決定し、総会に報告する。

#### (選考委員会)

第9条 選考委員会の構成、委員選考の方法は別に定める。

#### (規程の改廃等)

第10条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

#### 附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

役員選出規則②

# 日本レジャー・レクリエーション学会賞選考内規

(平成19年12月2日制定)

#### (選考委員会)

- 1. 本会に日本レジャー・レクリエーション学会賞選考委員会(以下「選考委員会」とする)を設ける。
- 2. 選考委員会の委員は、理事会において推薦された候補者の中から5名以上~10名以内を会長が任命する。委員の任期は3年とする。
- 3. 選考委員会は、互選により委員長を選出する。
- 4. 選考委員会は、「学会賞」「研究奨励賞 論文部門 」「研究奨励賞 発表部門 」「支援実践奨励賞」について選考するものとする。なお、「貢献賞」については、理事会において選考するものとする。

#### (「学会賞」)

5. 「学会賞」は、正会員によって前年度(審査該当年度)に発表された学会誌「レジャー・レクリエーション研究」およびその他のレジャー・レクリエーション研究に

関する学術誌、著書、論文を対象として顕著な功績があったものとする。ただし、「レジャー・レクリエーション研究」以外の業績に関しては、本会の正会員の資格を有し、筆頭著者(ファースト・オーサー)のものに限る。

#### (「研究奨励賞ー論文部門-」)

6. 「研究奨励賞 - 論文部門 - 」の対象は、その前年度 (審査該当年度)に発行された「レジャー・レクリエーション研究」の掲載論文とする。

#### (「研究奨励賞-発表部門-」)

7. 「研究奨励賞 - 発表部門 - 」の対象は、その前年度 (審査該当年度)の学会大会において発表された一般研究 発表(口頭、ポスター)とする。

#### (「支援実践奨励賞」)

8. 「支援実践奨励賞」は、正会員によるレジャー・レクリエーション支援実践において 顕著に優れた功績が

いては、その団体で中心的な役割を果たしているものに 限る。

#### (選考手順)

- 9. 会長及び理事は、「学会賞」「研究奨励賞 論文部 門-」「研究奨励賞-発表部門-」については各1篇 を、「支援実践奨励賞」については1名を推薦すること ができる。
- 10. 本会正会員は、所属機関が異なる2名以上の連名に より、「学会賞」「研究奨励賞-論文部門-」「研究奨 励賞 - 発表部門 - 」については各1篇を、「支援実践奨 励賞」については1名を推薦することができる。
- 11. 「学会賞」「研究奨励賞-論文部門-」「研究奨励 賞-発表部門-」「支援実践奨励賞の推薦にあたって は、1篇あるいは1名につき1通の推薦書を添付して、 毎年7月末日迄に封書にて事務局宛に提出するものとす る。
- 12. 推薦書については、下記の項目を記入することと し、未記入項目がある場合は無効とする。
  - (1) 推薦する該当賞の呼称
  - (2) 推薦書の提出期日
  - (3) 候補者(賞を受ける者)および所属機関
- (4) 推薦者(直筆署名、捺印のこと)および所属機関。 連名の場合は全員の分とする
  - (5) 推薦者の連絡先。連名の場合は代表者とする
  - (6)「学会賞」「研究奨励賞-論文部門-」「研究奨

認められたものを対象とする。ただし団体での活動につ 励賞 - 発表部門 - 」については推薦する題目名:記載方 法は「『レジャー・レクリエーション研究』原稿作成要 領」 (平成15年2月8日制定の2-(1)-3)- (2) を参考に すること

- (7) 「支援実践奨励賞」については推薦する主な支援 実践内容
- (8) 推薦理由: 400字程度
- 13. 推薦する際、「学会賞」「研究奨励賞 論文部門 -|「研究奨励賞-発表部門-」については現物あるいは コピーを選考委員会が指定する部数を提出するものと し、「支援実践奨励賞」については支援実践を証明する 資料の現物あるいはコピーを選考委員会が指定する部数 を提出するものとする。
- 14. 選考委員会は、推薦された各賞の候補について審 議、決定し、理事会の議を経て総会に報告する。
- 15. 「貢献賞」については理事会において審議、決定 し、総会に報告する。

### (その他)

16. その他、本内規に定められていない事項に関して は、理事会において審議、決定し、総会に報告する。

#### 附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は平成21年7月28日から改定施行する。